問題点#1

性的暴行に関する裁判における「継続的な行為」の具体的な定義を、州議会によって定めることができるとする州憲法修正案

法律的論点

ハワイ州憲法は、性的暴行犯罪における継続的な行為の具体的な定義を定める権利を、州議会に与えるべきかどうか。

修正案の概要

提案されている修正案は、性的暴行犯罪における「継続的な行為」の具体的な定義を定める権利を州議会に与える条項をハワイ州憲法に加えるものです。州議会は過去に、ハワイ州修正法令の第707-733.5条で、14歳未満のこどもに対する継続的性的暴行犯罪における「継続的な行為」の具体的な定義を、一定期間内の３回以上の性的挿入または性的接触と定めています。さらに、陪審員が有罪を決定するには、３回以上の性的挿入または性的接触が行なわれたと全員一致で合意する必要があるとのみ定めており、３回以上の行為がそれぞれ具体的にどの行為を指すかについては合意する必要がないとしています。

しかし、ハワイ州最高裁は2003年に、州対ラバゴ裁判（103 Hawaii236.253,81 P3d. 1151,1168 (2003)）において、複数の性的挿入または性的接触は「本来それぞれに分離した個別のものであり、継続的暴行の根拠とならない」との裁定をしました。さらに最高裁は、どの行為が３回の行為であるかについて全員一致で合意することなく陪審員が有罪を決定することは、憲法で保証されている法の適正な過程に反するものであると裁定しました。

この修正案が投票によって支持された場合には、この修正案（ハワイ州議会法第60条となった下院法案No.2789）を提案している2004年州議会に従い、ハワイ最高裁によって違憲であるとされた条例が、実質的に再び有効となります。この条例によって定められる犯罪はA級フェロニー（重罪）です。フェロニーは１年以上の禁固刑をもって処罰され得ます。犯罪の重度によりA級、B級、C級に分けられます。また級別外である殺人がすべてのフェロニーの中で最も重い犯罪です。

″Yes″と投票することの意味

″Yes″と投票することは、性的暴行犯罪における継続的な行為の具体的な定義を定める権利を州議会に与えるべく、ハワイ州憲法が修正されることを意味します。

″No″と投票することの意味

″No″と投票することは、性的暴行犯罪における継続的な行為の具体的な定義を定める権利を州議会に与えるための、ハワイ州憲法の修正がされないことを意味します。

″Yes″″No″のいずれもチェックせずに投票すること（ブランク投票）の意味

ブランク投票は″No″と投票することと同じです。修正案が可決されるには″Yes″の票数が″No″とブランクの合計票数を上回らなければならないからです。

修正案賛成論

長期間にわたって性的暴行を受けているこどもの多くは、それらの行為の具体的内容や、それらが度重なって行なわれたことははっきりと記憶していても、それらの行為が行なわれた日時や場所、その他の状況について特定したり思い出したりすることができません。そのため、それぞれの行為を特定することが難しくなります。

この問題に対応するため、州議会は、14歳未満のこどもに対する一定期間内の３回以上の性的挿入または性的接触をA級フェロニーとする法案を可決しました。この法案によって、被告が被害者に対して一定期間内に３回以

上の性的挿入または性的接触を行なったと、陪審員が全員一致で合意すれば、たとえ３回の行為がそれぞれどの行為であるかについて合意しなくても、陪審員が被告を有罪と決定することが可能となりました。

しかしハワイ州最高裁は2003年に、ハワイ州憲法は、陪審員がどの行為が３回の行為であるかについて合意することを必要としているという解釈を示しました。その結果再び、被害者が幼いためにそれぞれの行為の日時や場所、その他の状況について特定したり思い出したりすることができない場合、刑事訴追を行なうことが困難になりました。

提案されている修正案は、法の適切な過程に対する被告の権利と、継続的性的暴行からこどもを守る必要のバランスを取るものです。米国憲法によって保証されている被告のすべての権利は損なわれません。修正案はしかし、複数の性的暴行についてそれぞれ日時、場所、その他の状況を特定することに対するこどもの能力の限界によって、継続的な性的暴行の加害者が有罪判決を免れてはならないと認識するものです。

修正案反対論

陪審員による全員一致の合意による有罪決定は、わが国の裁判システムの重要な要です。特定の犯罪訴追に対応するために基本的な憲法の原則を変更することは非常に危険です。また、現行の法律に問題があると主張する検察官もいますが、問題を示唆する客観的な現行法の調査はなされていません。現行法の問題点を示す統計もありません。この修正案の反対論者が危惧するのは、ハワイ憲法をこのように修正することによって、なしくずしに次から次へと修正案が出され、憲法発布以来われわれの社会で機能してきた、陪審員の全員一致制度のような憲法による基本的な人権擁護機能が損なわれることです。

この修正案が可決されると、14歳未満のこどもに対する性的暴行犯罪においては、どの行為が「継続的な行為」の要素であるかについて、陪審員は全員一致で合意しなくても有罪を決定することができるようになります。この有罪決定には一定期間内に３回以上の性的挿入または性的接触が行なわれたことが証明されなければなりません。ハワイ最高裁は、ハワイ州憲法によって、陪審員がこの犯罪の有罪決定を行なうには、どの行為が３回の行為であるかについて陪審員が全員一致で合意することが必要であるという裁定を行ないました。この修正案は、どの３回の行為が行なわれたかについて全員一致で合意しなくても、陪審員が有罪決定をすることができるとするものです。

現行では、こどもが３回以上の性的挿入または性的接触を受けたと主張すれば、それは14歳未満のこどもに対する継続的な性的暴行罪の訴追となります。最高20年の禁固刑を伴う14歳未満のこどもに対する継続的な性的暴行罪の刑事訴追は、幼いこどもの主張のみにもとづくこともあり得ます。裁判においては証人や医学的証言などの他の証拠がある場合もあり、あるいは単にだれがどう言ったということだけに頼る場合もあります。このような重罪で人を有罪にするには、12人の陪審員全員が、どの行為が３回の行為であるかについて合意することが不可欠です。

問題点#2

一般市民は、ハワイ州議会の定めるところにより、こどもに対する特定の犯罪について有罪判決を受けた者と、特定の性的犯罪について有罪判決を受けた者の情報にアクセスする権利があるとする州憲法修正案

法律的論点

ハワイ州憲法は、こどもに対する特定の犯罪について有罪判決を受けた者と、特定の性的犯罪について有罪判決を受けた者の個人情報にアクセスする権利を、一般市民に与えるべく修正されるべきかどうか。さらに、どの犯罪にこの条例が適用されるか、どの情報に州民がアクセスできるか、情報公開の方法、有罪者が個人情報公開の中止を請求できるようになるまでの期間とその条件を、ハワイ州議会が決定するべきかどうか。

修正案の概要

提案されている修正案は、一般市民は、こどもに対する特定の犯罪および特定の性的犯罪について有罪判決を受けた者の個人情報へのアクセス権を、ハワイ州憲法によって有するとするものです。現在の州法では、有罪者についての個別の審問において裁判官が市民の保護のためにその有罪者の個人情報の公開が必要であると決定した後にのみ、その情報が一般に公開されます。現行法で対象となっている個人情報は、有罪者の氏名と通称、実際の居住地住所、雇用情報、所有車の識別情報、犯罪の概要、最近の写真です。修正案では、州議会が公開されるべき情報の種類を定めます。また修正案では、州議会が、情報公開の対象となる犯罪の種類を、こどもに対する特定の犯罪および特定の性的犯罪についてそれぞれ細かく定めます。さらに修正案では、州議会が、情報公開の方法や、有罪者が情報公開の中止を法廷に請求できるようになるまでの期間とその条件を定めます。

ハワイ最高裁は2001年に、州対バニ裁判（97 Hawaii 285,298 ）において、ハワイ州法の適正過程権利の定めるところにより、性的犯罪の有罪判決を受けた者には、その個人情報の公開に際し、あらかじめ公の場で審問を受ける機会を有する権利があると裁定しました。最高裁は、有罪判決を受けた性的犯罪者には「彼あるいは彼女が社会にとっての脅威ではなく、情報公開は不要であると主張できる適切な機会」が与えられるべきであると裁定しました。この裁定に従い、現行法では、ハワイ修正憲法846E-1条によって定められる性的犯罪者は、その個人情報の公開の前に、その情報公開が社会保護のために必要が否かを決定するための個別の審問の機会が与えられています。

″Yes″ と投票することの意味

″Yes″ と投票することは、こどもに対する特定の犯罪について有罪判決を受けた者と、特定の性的犯罪について有罪判決を受けた者の個人情報に、個別の法廷審問を行なうことなく、一般市民が州法によりアクセスできる権利を有することを意味します。

さらに、州議会は以下の事項に対する決定権を持ちます。

１）どの性的犯罪とこどもに対する犯罪に情報公開が適用されるべきか
２）どの情報が公開されるべきか
３）情報公開の方法
４）有罪者が個人情報公開の中止を請求できるようになるまでの期間とその条件

″No″ と投票することの意味

″No″ と投票することは、法廷が個別の審問において社会保護のためにその個人情報の公開が必要であると決定しない限り、一般市民は性的犯罪者の個人情報にアクセスができないことを意味します。

″Yes″ ″No″ のいずれもチェックせずに投票すること（ブランク投票）の意味

ブランク投票は″No″と投票することと同じです。修正案が可決されるには″Yes″の票数が″No″とブランクの合計票数を上回らなければならないからです。

修正案賛成論

現行のハワイ州法は、警察による性的犯罪者の個人情報へのアクセスを認めていますが、個別の民事審問において、自分が社会にとっての脅威ではなく社会保護のための情報公開は不要であると主張できる機会が犯罪者に与えられない限り、一般市民のアクセスは禁じられています。州対バニ裁判におけるハワイ最高裁の裁定の結果、性的犯罪者の個人情報を公開していたハワイ州のホームページは閉鎖されました。それらの犯罪者は、個別審問の機会を与えられていないためです。

修正案は、一般市民は、こどもに対する特定の犯罪および特定の性的犯罪について有罪判決を受けた者の個人情報へのアクセス権を、ハワイ州憲法によって有するとするものです。さらに、個別審問を必要とする条項を州議会が削除、変更できるようになります。どの犯罪に情報公開が適用されるべきか、どの情報が公開されるべきか、どのように情報公開がされるべきか、さらに有罪者が個人情報公開の中止を請求できるようになるまでの期間とその条件についても州議会が決定できるようになります。

ハワイ州には約1,900人の性犯罪者がいます。現行法では、単一軽犯罪の有罪判決を受けた者を除いて、過去に有罪判決を受けた性的犯罪者、および未来に特定の性犯罪と特定のこどもに対する犯罪を犯す者は、その個人情報が公開される前に、彼らが社会にとっての脅威ではなく、社会保護のための情報公開は不要であると主張できる個別審問の機会が与えられなければなりません。こうした個別審問には時間がかかり、資源を必要とします。

一般市民は、州議会を通して、強姦やこどもに対する性的暴行など、特定の犯罪の有罪者を識別できるべきです。これらの犯罪は凶悪であり、そうした犯罪者が近隣に住んでいるかどうかは、個別審問を経ることなく市民が知り得るべきです。市民には自らを守る権利があり、親はこどもを守る権利があります。特定の性的犯罪とこどもに対する特定の犯罪について有罪判決を受けた者の個人情報は、有罪決定後すみやかに公開されるべきです。個別審問はこれらの犯罪者すべてに適用されるべきではありません。この修正案は、市民を性的犯罪者から守り、親がこどもを守ることができるようにするものです。

修正案反対論

修正案は、性的犯罪とこどもに対する犯罪の有罪者の名前、住所、雇用主名、車のライセンスナンバー、写真などの情報の公開について現存する、州法の適正過程保護を回避しようとするものです。

2002年と2003年に、州議会は、性的犯罪とこどもに対する犯罪の有罪者の氏名公開に対する規定を制定しました。規定では、犯罪者の有罪決定が証拠として提出され、犯罪者が社会にとっての脅威でなく、社会保護のための情報公開は不要であるという立証責任が犯罪者側にある個別審問が必要とされました。

個別審問の規定は2002年に制定され、2003年に加筆されましたが、2004年７月１日現在、性的犯罪者の情報公開に関する個別審問は一度も開かれていません。そのかわりに、審問に対する犯罪者の適正過程権利を奪うべく、州法を修正することに努力が払われてきました。

アメリカ国内の他州の多くは、性的犯罪者の個人情報を何らかの形で公開していますが、ハワイに比べて多くの制限を設けています。審問制度を持つ州もあり、情報公開を最も凶悪な犯罪に限定している州もあります。ハワイでは、単一軽犯罪の有罪者を除いて、ほとんどの性的犯罪者が最低10年、場合によっては生涯を通しての可能性もある情報公開の対象となっています。

修正案の賛成論者は、性的犯罪は再犯率が高いため、近隣に越してくる性的犯罪者からこどもを守るために一般市民が犯罪者の情報を知る必要があると主張しています。しかし、ハワイ州では緻密な観察を含めた全国有数の性的犯罪者の更正プログラムが実施されていることもあり、全国でも最も低い再犯率を有しています。さらに統

計によれば、こどもによる性的犯罪のうち、顔見知りでない他人によるものは全体の７パーセント未満にすぎず、ほとんどは家族や友人など被害者が知っている人間によるものです。

修正案の必要性を示すものは何もありません。現行の個別審問の制度は、犯罪者の情報公開が必要であるかどうかを決定するために利用されるべきです。制度の調整はいつでも可能です。これまでの性的犯罪者がすべて個別審問を受けるには何年もの年月がかかるという論議に対しては、修正案の反対論者の一部はその根拠はないと考えます。審問は短いものが多く、有罪判決の書類のほかには証拠を揃える必要もありません。人目に立つのを避けるために審問なしで情報公開に同意する犯罪者もいるかもしれません。

憲法の修正には細心の注意が必要であり、明らかに問題の解決方法が他にない場合にのみ行なわれるべきです。この場合はそうではありません。反証を追求するプロセスは、われわれの裁判制度の信頼性を高めるものであり、それゆえに、現行の個別審問の制度は存続するべきです。そうでなければ、適正過程条項とこの修正案という矛盾する二つの条項が存在することになります。それは時間と資源を無駄に費やす法律論争となり、結果的に情報公開をさらに遅延させることになります。

問題点#3

ハワイ州議会による法律制定によって、犯罪の被害者とその医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密保持特権の法廷提出不可性を定めるための、ハワイ州憲法第１条14項の修正案

法律的論点

ハワイ州憲法は、州議会が、犯罪の被害者とその医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密保持特権の法廷提出不可性を定められるよう、修正されるべきかどうか。

修正案の概要

提案されている修正案は、犯罪の被害者とその医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密情報は秘密保持特権を持つものであり、被告の刑事訴追裁判において開示されないとする法律を州議会が制定できるようにし、その結果、被告の持つ、証人に対して反証する州憲法権利を変更または制限します。

現行法では、ハワイ証拠規定（ハワイ修正法626章）により、下記の情報が秘密保持特権情報であり、法廷への提出が不可能であり、特定の制限された例外を除いて開示を要求されません。弁護士と依頼者間の秘密、医師と患者間の秘密、心理学者と患者間の秘密、配偶者間の秘密、カウンセラーと患者間の秘密、事務員とのやりとりの秘密。現行法ではまた、認可臨床ソーシャルワーカーとクライアント間の秘密についても、心理学者と患者間の秘密に準じると定めています。現行法ではしかし、メンタルヘルス認可専門家と患者間の情報については秘密保持特権を定めていません。

″Yes″と投票することの意味

″Yes″と投票することは、犯罪被害者とその医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密保持特権を定める法律を、州議会が制定できるということを意味します。

″No″と投票することの意味

″No″と投票することは、場合によっては、証人に反証する被告の州憲法権利が、被害者とその医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密保持特権を定める現行法に優先されることもあり得るということを意味します。

″Yes″″No″のいずれもチェックせずに投票すること（ブランク投票）の意味

ブランク投票は″No″と投票することと同じです。修正案が可決されるには″Yes″の票数が″No″とブランクの合計票数を上回らなければならないからです。

修正案賛成論

法廷への証拠提出に関する現行州法は、性的暴行、家庭内暴力、こどもの虐待または放置による精神的心理的被害のカウンセリングや治療を目的として、被害者がカウンセラーに提供した秘密情報は、被害者本人の同意がない限り他人に開示されないと定めています。また、患者と医師および心理学者との間の秘密情報は、秘密保持特権を有し、本人の同意がない限り開示されないと定めています。

犯罪の被害者、特に性的犯罪の被害者の多くは、その被害から立ち直るために医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家の助けを必要とします。カウンセリングや治療が最も有効的なのは、その過程において被害者が打ち明ける最も個人的な考えや感情が、本人の同意なしでは開示されず、秘密として保持されると被害者が安心できる場合です。もしも、これらの情報が法廷における被告の弁護士による相互審査の過程で開示公開される可能性があると被害者が知っていたら、被害者が犯罪を届け出ないケースや、医学的な治療やカウンセリングを求めないケースが増えるおそれがあります。

ハワイ最高裁は2003年に、州対パセティ裁判（101 Hawaii 172 ）において、刑事裁判においては場合によって、証人に反証する被告の権利により、秘密情報が開示され被告により証拠として使われ得ることが必要である、というハワイ州憲法の解釈を示しました。この裁定の結果、秘密保持特権は不確かなものとなりました。カウンセリングや治療を求める被害者は、法廷が相互審査の過程で秘密情報の開示公開を求める可能性が増えたことに対峙しなければなりません。修正案は、州議会が、犯罪の被害者とその医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密の法廷提出要求が、米国憲法による場合を除き、本人の同意なしにできないと定められるようにするものです。

修正案は、被告の権利、被害者の需要、そして医師や心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家が有効に治療を提供できる状況のバランスを取るものです。米国憲法によって与えられている被告の法的保護は損なわれません。（特定の裁判において、秘密情報にアクセスする権利が米国憲法によって与えられていると主張する権利が含まれます。）被害者は、医師、心理学者、カウンセラー、メンタルヘルス認可専門家との間の秘密がハワイ州憲法によって開示を要求される可能性をおそれずに、治療を求めることができます。

修正案反対論

ハワイ州議会は、犯罪の被害者とヘルスケア専門家およびカウンセラーとの秘密情報を保護する法律を既に制定しており、この修正案は不要です。犯罪の被害者とその医師、心理学者、カウンセラーとの間の秘密は、ハワイ修正法626章のハワイ証拠規定条項504, 504.1および505.5により、特定の限定状況下を除き、すでに法廷提出不可となっています。

さらに、修正案が求めるように、被告の州憲法による保護を考慮することなく、特定の秘密保持特権の法廷提出を完全に不可能にすることは、冤罪や無罪の人間の不当な投獄につながるおそれがあります。性的犯罪の一部を含め、多くの犯罪には有形の証拠がなく、有罪無罪の決定は被害者の主張にのみ基づきます。州対パセティ裁判では、被害者はカウンセラーにたびたび、加害者から性的虐待を受けたとする彼女の主張は虚偽であると話していました。ハワイ最高裁は、一審裁判所は、被害者がカウンセラーに彼女の主張が真実であったかどうかを話していたかについて、被告の弁護士による相互審査を否定するべきではなかったと裁定しました。ハワイ最高裁は、被害者についてのそうした相互審査を拒否することは、完全な相互審査を妨げることにより被告の憲法権利を奪うものであるとの見解を示しました。

問題点#4

法検察官によって作成署名された起訴内容を記した書面をもってフェロニー（重罪）の起訴を可能にするハワイ州憲法第１条10項の修正案

法律的論点

ハワイ州憲法の犯罪起訴に関する条項は、州議会の定める過程や条件にのっとり、法検察官によって、起訴内容を記した署名書面をもってフェロニー（重罪）の起訴がなされ得るよう、修正されるべきかどうか。

修正案の概要

提案されている修正案は、州議会の定める過程や条件にのっとり、起訴内容を記し法検察官が署名した書面を提出することで、フェロニー（重罪）の起訴ができるようにするものです。現行のハワイ州憲法第１条10項は、フェロニー起訴の方法を二つに限定しています。（１）大陪審の手続きを経て正式起訴状を提出する、あるいは（２）裁判官による予備審問を経て訴追請求状を提出する。いずれの場合も、犯罪が行われたことと、被疑者がその犯罪を犯した者であることについての相当な理由を、宣誓供述によって明らかにする必要があります。修正案は、宣誓供述を必要としない第三の方法によるフェロニーの起訴を可能にするものです。

2004年度州議会で採択された条例（2004年ハワイ州議会法60項として成立された上院法案No.2861であり、投票によって修正案が可決された場合にのみ有効となる）では、特定のB級およびC級フェロニーの起訴は書面の提出のみによる起訴がなされ得ると定めています。この書面は起訴内容が記され、検察官の署名があり、相当な理由を供述する添付書類を伴わなければなりません。この添付書類には宣誓供述書あるいは宣誓した上での申し立て書が必須で、その他にも書類や写真などを含むことができます。裁判官がこの書面により相当な理由を認めた場合には、裁判官により被疑者の逮捕状が発行されます。

フェロニーは１年以上の禁固刑をもって処罰され得ます。犯罪の重度によりA級、B級、 C級に分けられます。また級別外である殺人がすべてのフェロニーの中で最も重い犯罪です。修正案を実施するため2004年に採択された条例では、書面による起訴を特定のB級およびC級フェロニーに制限していますが、修正案自体は、州議会が将来に書面起訴をA級フェロニーや殺人にも適用することを可能にするものです。

″Yes″と投票することの意味

″Yes″と投票することは、フェロニーの起訴が、既存の大陪審手続きおよび予備審問に加え、書面によっても可能であることを意味します。

″No″と投票することの意味

″No″と投票することは、フェロニーの起訴が、既存の大陪審手続きおよび予備審問によってのみ可能であり、書面によってはできないことを意味します。

″Yes″″No″のいずれもチェックせずに投票すること（ブランク投票）の意味

ブランク投票は″No″と投票することと同じです。修正案が可決されるには″Yes″の票数が″No″とブランクの合計票数を上回らなければならないからです。

修正案賛成論

現在、フェロニーの起訴は、大陪審の正式起訴状と裁判所での予備審問のいずれかの方法でのみ行なわれています。これらの手続きは複雑で、多大な費用がかかります。またこれらの予備手続きやその後の裁判で幾度も出廷しなければならない被害者や証人の負担も多大です。警察官が、パトロールなどの勤務にあたる代わりに法定で証言する順番を待つことも稀ではありません。

書面でのフェロニーの起訴は、何度も出廷する被害者や証人、警察官の負担を軽減し、州や郡のコストを削減します。また起訴がすみやかに行なわれるため、事件がすみやかに裁判に進行することが考えられます。

適正な法の保護は損なわれません。検察官ではなく裁判官が相当な理由の判断を下します。被疑者は裁判官立ち会いの審問でその決定に反論する権利を有します。この修正案とそれを実施する2004年度法（2004年ハワイ州議会法60項として成立された上院法案No.2861であり、投票によって修正案が可決された場合にのみ有効となる）は、被疑者の権利保護、犯罪裁判システムの効率化、被害者や証人の適切な待遇の三つについて、公平なバランスを取るものです。

修正案反対論

修正案は、「略式起訴状」と呼ばれる書面の提出によるフェロニーの起訴を可能にするものです。フェロニーは１年以上の禁固刑をもって処罰され得る犯罪を指します。修正案の提案によれば、人をフェロニーで起訴するのに、証人は大陪審や予備審問の裁判官の前で宣誓供述をする必要がなくなります。書面による起訴は「直接起訴」とも呼ばれます。

この修正案の最大利点とされているのが証人の出廷を軽減することです。しかし、「直接起訴」によってそのような結果がもたらされるという根拠はありません。現在ほとんどの場合、証人や警察官が大陪審や予備審問の裁判官の前で起訴の証言をするために出廷するのは多くても一度です。証人が出廷できない場合、代理人が代わって証言することも許されています。

この修正案のもたらす「直接起訴」は、大陪審や予備審問以外の理由での出廷には何の影響も与えません。つまり「直接起訴」ができても、証人は大陪審や予備審問以外のすべての出廷をしなければなりません。例えば、「直接起訴」によって証言を免れた人が、起訴後に「相当な理由」に反論を試みる被疑者側の証人として出廷を要求されることもあり得ます。

現在、多くのフェロニー訴追は、裁判を待たずに司法取引などの形で解決されています。このような解決方法において重要な役割を果たしているのが、予備審問において被疑者が、起訴内容について証人席で証言する証人の姿を見、その声を聞くことです。大陪審の場合は、被疑者は大陪審員の審査の様子や宣誓供述の読み上げなどをビデオで見ることができます。被疑者にこのような機会が与えられない場合、被疑者が司法取引に応じる動機がリアリティを欠いたものになります。そして審理前申請や裁判を要求するケースが増え、裁判システムのみならず、証人や陪審員などの負担も増大することが考えられます。

「直接起訴」を採用している州はアメリカ国内に11州ありますが、いずれもこの修正案の内容とは大きく異なっています。「直接起訴」に法定の許可が必要な州もあり、宣誓証書を認めるなどの保護機能を盛りこんでいる州もあります。ハワイではこれらの条項は提案されておらず、そのほとんどは現在の裁判所予算では賄えないと判断されています。さらに、「直接起訴」は犯罪の起訴を容易にするため、起訴件数が増え、裁判システム全般にわたる負担が増加したと報告している州もあります。この修正案によってさらなる財源が必要となった場合、それは納税者の負担となります。訴追件数が最も多い大きな州はいずれも、「直接起訴」が予算と時間を節約するものでもなく、司法システムに貢献するものでもないと判断して採用していません。

「直接起訴」によって失われる重要な保護機能がもうひとつあります。犯罪裁判システムはチェック・アンド・バランスの連続として機能します。検察官が大陪審や予備審問の裁判官に起訴を請求し、「相当な理由」を明らかにするために証拠を提示します。大陪審は証人に質問をすることができます。大陪審はまた、「相当な理由」が明らかかどうかを決定する前に別の弁護士の意見を求めることもできます。予備審問では、被疑者の弁護士が証人に質問をすることができます。証人の証言の後に、裁判官が「相当な理由」が明らかであるかを決定します。

「直接起訴」では、生身の人間による証言が不要であり、そのため証人に質問をし、「相当な理由」について決定する前に不明な点を解明することが不可能です。書面で「相当な理由」が明らかにされた場合、われわれ社会の一員がフェロニーで起訴されるのです。この修正案の反対論者は、そのような深刻な起訴は簡単に行なわれるべきではないと考えます。質問や不明点の解明がその場でできる大陪審や裁判官の前で、「相当な理由」を明らかにすることを必要とする制度は、そのまま継続されるべきです。反証を追求するプロセスは、われわれの裁判制度の信頼性を高めます。